

秋草学園短期大学における公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程（以下「研究活動の不正行為の防止等に関する規程」という。）第6条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）及び調査委員会に関する事項について定める。

(推進室)

第2条 推進室は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 企画財務課長
- (4) 最高管理責任者が指名する教員3名

2 前項第4号の室員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 推進室は、不正行為の防止及び研究者等の適正な執行のため、最高管理責任者の指揮のもと、次のことを行う。

- (1) 不正行為防止計画案の策定と見直し
- (2) 不正行為防止計画の実施状況の確認
- (3) モニタリングによる執行状況の検証
- (4) 公的研究費の管理に関する各部署との連携
- (5) その他不正行為防止計画の推進にあたり必要な事項

4 推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

5 室長は、会議を招集し、その議長となる。

6 推進室の会議は、室員の3分の2以上の出席をもって成立する。

7 推進室の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(調査委員会)

第3条 調査委員会の委員は、次に掲げる者とする。ただし、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) 最高管理責任者が指名する教員2名

2 前項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 調査対象が競争的資金等に係る研究である場合、第1項の規定にかかわらず、調査体制については、公正かつ透明性の確保から、本学に属さない弁護士、公認会計士等の第

三者（以下、「外部有識者」という。）を含む調査委員会を設置する。外部有識者は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 4 前項において、調査内容が研究活動の不正行為の防止等に関する規程第3条第1項に定める「特定不正行為」である場合、外部有識者は調査委員の半数以上であることとする。
- 5 委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。
- 6 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 7 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 8 調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第4条 推進室及び調査委員会の庶務は、短期大学事務部とする。

附 則

この内規は、平成27年9月17日から施行する。